

(廃止)

平成21年1月16日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

運送途上に使用されて到着する温度記録計の取扱いについて

標記のことにつきましては、冷蔵・冷凍食品等を輸入するに際の温度変化による品質劣化又腐敗等について、貨物に係る責任の所在を明確にする観点から、冷蔵・冷凍コンテナ内に温度記録計を設置する場合がありますが、輸入者(買手)が冷蔵・冷凍食品等の内容貨物とともに当該温度記録計を売手から取得し、本邦へ引き取る場合の取扱いについては、通常の貨物の輸入手続と同様に、下記のとおりいたしますので、適切な申告を宜しくお願い致します。

記

運送途上に使用されて到着する温度記録計を、輸入者が内容貨物とともに本邦へ引き取る場合は、当該温度記録計を内容貨物とは別の貨物として輸入申告する必要があります。

1. 温度記録計の価格がインボイス上明らかである場合
インボイス上に計上されている温度記録計の価格に基づき、当該温度記録計を内容貨物とは別に輸入申告を行う。
2. 温度記録計の価格がインボイス上明らかでない場合
 - (1) 温度記録計の価格が内容貨物の価格に含まれていると認められる場合
可能な限り客観的な資料に基づき計算した価格を温度記録計の申告価格とし、当該温度記録計を内容貨物とは別に輸入申告を行う。この場合、当該温度記録計の申告価格は内容貨物の価格から控除することとなる。
 - (2) 温度記録計の価格が内容貨物の価格に含まれていないと認められる場合
可能な限り客観的な資料に基づき計算した価格を当該温度記録計の申告価格とし、当該温度記録計を内容貨物とは別に輸入申告を行う。

本件に関する照会先

業務部通関総括第1部門(電話番号 078-333-3086)

〃 関税評価官 (〃 078-333-3119)